

吹田市消費生活センター清掃業務委託仕様書

吹田市消費生活センター清掃業務委託実施の内容及びその要領、日時については次のとおりとする。

1 作業場所

(1) さんくす3番館2階203区画消費生活センター

床面積 65.78 m²

(2) さんくす3番館5階506区画消費生活センター相談室

床面積 43.70 m²

合計 109.48 m²

2 作業内容

(1) 日常清掃

ア 床面を自在箒、ダストコントロール方式又は掃除機による除塵を行い、必要に応じて水拭き、または空拭きを行う。

イ 本市事業系一般廃棄物の排出ルールに則りごみ出しを行う。

(2) 定期清掃

ア 2階 203 区画

(ア) 2階部分は、床面を除塵し、ポリッシャーによる洗浄を行ったのち十分に乾燥を行った後、樹脂ワックス塗布仕上げを行う。

(イ) 2階部分は、窓ガラスをガラス用スクイジー等を用いて清掃を行う。

イ 5階 506 区画

(ア) 5階部分は、床面を除塵し、カーペット洗浄清掃を年3回行う。

(イ) 5階部分は、窓ガラスをガラス用スクイジー等を用いて清掃を年2回行う。

3 鍵

鍵預かり書において鍵を預かり、本契約期間終了後、市民総務室へ返却する。